

【参 考】

八代港内公有水面埋立てに係る大臣意見

本件は、「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」において、貴重な自然環境及び水産資源の宝庫として、その恵沢が継承されるべきと謳われている八代海において埋立を行う事業である。

八代海は、浅海域として多様な生物の生息・生育の場や豊かな生物資源の生産の場など様々で重要な機能を有しており、環境の保全が総合的かつ計画的に推進される必要がある海域である。海域の保全にあたっては、浚渫土砂の減量化や有効利用の推進による処分量の減量による処分場建設の必要性の抑制や、干潟などを含む浅海域の保全の重要性を念頭に置く必要がある。

本埋立事業予定地周辺は、良好な藻場が存在し、岩礁域と砂泥域を併せ持ち、内湾水と外洋水との混合域としての性状を有するなど各種環境特性の境界に位置していることから魚類の生息場及び産卵場などとして八代海の中でも重要な機能を有するとともに、多様な生物にとって生息・生育基盤となっている場所である。また、黒島及び鵜ノ子島にはマサキ・トベラ群集等の貴重な植生が存在している。

従って、事業予定地周辺の自然環境が有するこれらの重要性にかんがみ、事業者である熊本県は、本埋立事業の実施に際し、その環境保全に万全を期すため、以下の措置を講ずる必要がある。

1. 藻場の保全及びその復元

(1)事業予定地周辺における藻場の重要な役割に留意し、事業により直接的に改変されない藻場については、事後調査などにより確実に保全されるよう監視し、必要に応じ、適切な措置を講じること。

(2)埋立地に係る傾斜護岸における藻場の代償措置の実施については、専門家の意見を聴取しつつ、適切な頻度、期間及び方法による事後調査を行うとともに、新たに形成される藻場については、最新の知見を踏まえることにより、本埋立事業によって改変される藻場の構造と機能を可能な限り復元するように努めること。

2．緑地の整備における配慮

埋立後の緑地の整備については、八代海周辺に生息する野鳥の生息地としての機能を十分有するものとなるよう、専門家の意見を聴取しつつ十分な検討を行った上で埋立竣工後速やかに実施すること。

その際、残存するとされている重要な植物種であるイヌノフグリ、自然度の高いマサキ・トベラ群集等については、確実に保全される計画となるよう配慮すること。

3．陸上植物の移植における配慮

イヌノフグリをはじめとする重要な植物種の移植については、必要に応じ専門家の意見も聴取するなどにより、現在の生育状況及び移植候補地周辺の自然環境にかかる調査を実施し、その結果及び移植実験等の結果を勘案した上で、最適な移植方法及び移植場所を選定し、慎重に移植を行うこと。

移植実施後においては、専門家の意見を聴取しつつ適切な頻度、期間及び方法により事後調査を実施すること。